

諫早市 空き家バンク制度

『諫早市空き家バンク』とは、市内の空き家の適切な管理の促進や有効活用のために、空き家の利用希望者へ空き家情報の提供を行うことで、地域コミュニティの維持・活性化を図る制度です。空き家物件を所有している方で、「売りたい」「貸したい」という方や、空き家の購入や賃借を希望される方は、ぜひ、移住定住推進課までご連絡ください。

空き家バンクの登録と利用の流れ

空き家所有者

① 空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃借を希望される方は、所定の書類を市に提出して下さい。宅建業者に取引を依頼していない物件が対象です。

② 物件の登録

市職員が物件の現地確認を行い、利活用可能と判断した場合に登録となります。市ホームページにて物件情報を公開します。

③ 問合せ・内見立会い対応

利用希望者から物件の内見希望があった場合は市の担当者が日程調整の連絡を行いますので、立会いをお願いします。

諫早市 空き家バンク

情報提供・連絡調整

※市では「物件の管理」や「斡旋」及び「交渉・契約」等は行っていません。

宅地建物取引業者 (協会)

交渉・契約

利用希望者からの物件の交渉希望があった場合は、宅建業者が仲介の上、物件の交渉・契約手続きに入ります。

利用希望者

① 空き家バンクで物件情報の閲覧

空き家バンクに掲載された物件情報をご確認ください。市ホームページ又は移住定住推進課で情報提供しています。

② 空き家バンク利用申込・登録

利用登録希望者は所定の書類を市に提出してください。

③ 物件の問合せ・内見依頼

物件の内見を希望する場合は市まで連絡をお願いします。物件所有者と市担当者の立会いのもと現地案内を行います。

空き家バンク利用登録者支援補助金

「諫早市空き家バンク」に登録された物件のうち、空き家を購入し、かつ、改修して居住する方や、空き家を賃借して居住する方に対して、その改修費や家賃を補助する制度です。

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限100万円
	賃借	空き家の賃借料(※)	補助率1/3以内、上限1万円/月
指定地域 (大草・伊木力・飯盛西 小学校区域)	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限200万円
	賃借	空き家の賃借料(※)	補助率1/3以内、上限2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限250万円
	賃借	空き家の賃借料(※)	補助率1/2以内、上限2万5千円/月

(※)賃借料:最大12月分

問合せ先：諫早市移住定住推進課

諫早市東小路町7-1
TEL:0957-22-1500

✉ iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

